

入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

**工事及び工事関係委託業務の入札（見積合せ）
及び契約における消費税の取扱いについて（通知）**

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率の改正に伴う工事及び工事関係委託業務（以下「工事等」という。）の主な案件について次のとおり対応することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 当初契約の場合

引渡し予定日が平成 26 年 4 月 1 日以降の工事等

- (1) 入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の **100 分の 8** に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、入札（見積）者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の **108 分の 100** に相当する金額を入札書（見積書）に記載すること。
⇒5%か8%での入札（見積り）かは公告及び見積通知書に明記されます。
- (2) 平成 25 年度分の前金払、中間前金払及び部分払について、消費税等の税率の改正による消費税等の増加分（3%）を含まない額とします。増加分（3%）は工事完成時に支払うものとします。

2 変更契約の場合

- (1) 平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結し、平成 26 年 4 月 1 日以後に引渡し予定の工事等
平成 25 年 10 月 1 日以後の増額変更分については消費税率は 8%となります。
(工期の変更(増額なし)であれば消費税の税率は 5%のままです。)
- (2) 平成 25 年 10 月 1 日以後平成 26 年 3 月 31 日までの契約締結で、平成 26 年 3 月 31 日までに引渡し予定であったが遅延により平成 26 年 4 月 1 日以後引渡しとなるもの
 - ① 遅延が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合（工事請負契約約款第 19 条から第 21 条までの規定による場合等）は、消費税等の増額分につき請負代金額等を変更します。
 - ② 請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行います。

3 契約書等の対応

上記の件に対応した約款の読替えの特約条項を契約書（変更契約書を含む）に添付することとします。

事務担当 入札契約グループ (39-1217)